

げんき便り

平成二十年二月

第三号 (毎月十日発行)



法律の変わり目

パートタイム労働法が変わります

「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム労働法）」が今年の四月から改正されます。この法律の対象となる短時間労働者（パートタイマー）は、「一週間の所定労働時間が、同じ事業所に勤める通常の労働者の所定労働時間より短い人」をいいます。短時間労働者とはいえ、仕事の上では重要な役割を果たしている現実を踏まえ、均等で公平な処遇をめざす、という

のが改正の趣旨です。

改正の中身は？

労働者を雇うときは一定の労働条件を文書で明示しますが（平成十九年十二月号掲載）、短時間労働者を雇う場合は、さらに「昇給、賞与、退職金の有無」を文書で明らかにしなければならぬこととなりました。また通常の労働者（正社員など）の募集をかけるときは、事業所内でもその内容を掲示し、すでに勤めている短時間労働者が、応募できる環境を作る必要があります。

~ちよこっとコラム~

一月に中国の大連の工場を見学してきました。知人の経営コンサルタントの方の企画で、大連の中小企業を見学しようというもの。中国の大連は製造業の勢いのある地域ときいたこともあって、興味があり参加してきました。見学したのは、従業員五十人程度の会社。社長は日本の中小企業で機械加工を学び中国で起業した方です。

中国でも労働に関する法律が整備されつつあるようで、若年者に支払う給与等にも規制がでてきたとのこと。仕事の経験がないから、教えなくてはならないに、なぜ一定額の給料を払わなくてはいけないんだ！？というのが社長の大きいなる疑問のようです。中国の物価からするとかなり低い額だと思いましたが、即戦力ではない労働者への支払いはとてもシビアでした。

一方労働者の側も会社への忠誠心が日本よりずっと低いとか。給与が高いところへ躊躇なく(?)転職する人も多いそうです。日本の共通点と異なる点。それらの発見が面白い旅でした。

発行者
〒346-0002
埼玉県久喜市野久喜 549-1-810
社会保険労務士まつもと事務所
社会保険労務士 松本 陽子

TEL 0480-25-0378
FAX 0480-53-6432
メールアドレス yoko@matsumoto5.com
ブログ http://blog.goo.ne.jp/zxcv_1971
(女社労士松本陽子の法律問答)
自作ホームページ <http://matsumoto5.com/>



年金額を調べてみたら・・・

「もうすぐ年金をもらう年齢だから、社会保険事務所で年金額を調べたら、あまりに少なくておどろいた！今まで一生懸命働いてきたのにこの額はいったいどういうことなの？」。怒りと落胆をあらわにした表情で話される方とときどきお会いします。たいていは女性。そんなときは、私自身も心から残念だと共感します。「夫は四〇年勤めて〇円もらっている、私もさほどブランクなく働いてきたので同じくらいは出るかなあ」と、夫の年金額から自分の年金額を予測している女性もいるように、いざその年齢になって調べてみたら、夫よりもずっと少なくてショックを受け

知っておきたい

年金の話 「老齢の年金額」

るようです。同じ位勤めていても年金の額が違うのは、年金の内訳が関係しています。

老齢の年金の内訳は？

厚生年金に加入した方の満額の年金（六十歳～六十五歳前）は、①報酬比例部分、②定額部分という二つ名称のもの合計です。やや難しい感じがありますが、①は、現役時代の給料（勤めて厚生年金に加入している間にもらった給料）に比例して年金額を計算するもの、②は、加入期間に応じて年金額を計算するものです。

同じ年度に生まれた者同士で、厚生年金の加入期間が同じ場合は、②の定額部分は同額ですが①の報酬比例部分は、現役時代の給料の額に応じて異なるため、給料の高かった人は年金額も高くなるしくみです。夫婦の年金に差があるのは、妻である女性の現役時代の給料が、夫（男性）と比べて低かったことが影響しています。同じ仕事にもかかわらず男性よりも賃金が低いことをずっと我慢してきたのに、年金まで我慢するなんて…という声もありました。

現在社会保険事務所では五十歳以後の方の年金の見込額を提示できます。加入期間と合わせて早めに確認しておくことが大切です。



いじぶの花束

『ありがとう』

ほんのちよっとしたことにも、にっこり穏やかに「ありがとう」という人がいます。その人の周りにはいつもあったかい空気と時間が流れています。今更ながら「ありがとう」の言葉が持つ意味を教わったような気がしました。

そして、この「ありがとう」は、身近な人ほど、照れくさく、言い忘れがち。そうそうこの前のこと、感謝の気持ちを伝えておこうっと。

☆ お知らせ 1 ☆

ホームページを作成しました。自宅でHP 作成本を見ながら、なんとか完成。まだ、作成したばかりですので、中身の少ないページもありますが、今後、いろいろな情報を盛り込んでいきますので、お時間のあるときにでも見ていただけたら幸いです。

ホームページアドレスはこちら <http://matsumoto5.com/>

☆ お知らせ 2 ☆

所属するNPO 法人東日本事業支援機構でセミナーを開催します。

内容：「**事業承継と相続**」

開催日：H20. 2. 16 (土)

受付：14:30～

時間：15時～17時

費用：3,000円

場所：あいおい損害保険(株)7階

(JR北与野駅下車徒歩2分)

講師：事業再生コンサルタント、公認会計士の方々です。

詳細はHPにて。<http://www.npo-shien.com/>

☆ お知らせ 3 ☆

就業規則のご相談をお受けしています。今の法律に合っているのだろうか？ トラブルのとき、役所の調査のときに対応できる内容だろうか？ 新たに内容を追加したい、等がございましたら、お気軽にご相談下さい。



働く人の法律問答

加入期間が短くても雇用保険はもらえるの？

マツ社労士はタケ社長から、こんな相談を受けました。

タケ社長：今度うちのサクラ従業員が退職することになったんです。退職の手続きをお願いしたいと思って。

マツ社労士：退職する理由は何ですか？

タケ社長：持病の腰痛がひどいらしくて。うちはこのとおり、体力も使う仕事だし、体がきついらしくて。腰に負荷がかからない仕事を探すつもりだって言ってたよ。

マツ社労士：そうですか。ところで、サクラ従業員は、タケ社長の会社に勤めてから1年は経っていませんよね。入社して10ヶ月位でしたね。

タケ社長：そうなんですよ。たしか、去年の9月までは6ヶ月間雇用保険に加入していれば、退職して失業の給付がもらえましたよね。でも、今は1年加入していないと、失業の給付は出ないとか。サクラ従業員はうちに入社する前は、ずっと勤めていなかったって言ってたから他の会社での加入期間もないし、うちでも1年間も加入してないから、うちを辞めても何も出ないのかねえ。

マツ社労士：昨年10月の雇用保険法の改正で、サクラ従業員のような人を救済する制度も加わりましたよ。「**正当な理由のある自己都合退職**」で、原則の「退職日以前2年間に1年以上（＝12ヶ月以上）の加入期間」は無いけれど、「**退職日以前1年間に6ヶ月以上加入**」している人は、雇用保険から失業の給付が出るんです。「**正当な理由のある自己都合退職**」とは、**心身の疾病、体力不足、家族の介護、妊娠出産、結婚等に伴う転居での通勤困難、等でやむを得ず退職**するような場合ですね。サクラ従業員はこれに該当するかもしれません。決めるのはハローワークですが。

タケ社長：そうですか。聞いてよかった。例え10ヶ月とはいえ、頑張ってくれたので、今後を心配していたんだよ。サクラ従業員にも教えてあげよう。退職したら、離職票発行の手続きをお願いしますね。

編集後記

二〇〇八年が始まって一カ月がたちました。今年一年が始まったなあと思ったのもつかの間、仕事モードに突入です。現在週に二日、夜二時間、北浦和の労働会館で社会保険労務士の受験講座の講師をしています。全部で四十回、昨年十一月からスタートし、三分の一が過ぎました。講義後は経営者側、労働者側など様々な立場からの質問があります。受講生自身の体験上の質問は、法律の奥深い部分のこともあり、後日調べてから回答したり。良い意味で受講生の皆さんに鍛えられています。講師は、教える仕事ですが、教えられることもたくさんあるんですね。